

平成 22 年度食品安全確保総合調査について

食品安全確保総合調査は、食品安全基本法第 23 条第 1 項第 6 号に規定する科学的調査の一環として、食品健康影響評価、情報・緊急時対応、リスクコミュニケーションの各分野に係る課題について、外部請負による単年度事業として毎年度調査を実施しているもの。

リスクコミュニケーション分野の調査（これまでの実績は参考資料 6 を参照）は、食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションの推進に資するための、国民の意識調査や効果的なリスクコミュニケーションの手法等の調査を行うものであり、リスクコミュニケーション専門調査会の調査審議の参考となるものであることから、平成 22 年度の調査課題について本専門調査会のご意見を伺いたい。

実施スケジュール（案）

1 月 26 日 リスクコミュニケーション専門調査会において意見収集



2 月中 事務局内において検討・課題案作成



食品安全委員会委員等による選定会議（課題決定）



公示・入札



応札者の技術等審査



落札者の決定・契約



22 年度早々の調査の実施

(参 考)

食品安全委員会 食品安全確保総合調査実施要領 (抜粋)

平成 19 年 7 月 18 日
食品安全委員会事務局長決定

第 1 趣旨

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 23 条第 1 項第 6 号に規定する科学的調査の一環として、食品安全委員会（以下「委員会」という。）が行う食品安全確保総合調査（以下「総合調査」という。）の実施については、この要領の定めるところによる。

第 2 総合調査の実施

1 実施期間 省略

2 選定会議及び技術等審査会の設置

総合調査の適正かつ円滑な実施に資するため、次により食品安全確保総合調査選定会議（以下「選定会議」という。）及び食品安全確保総合調査技術等審査会（以下「技術等審査会」という。）を設置する。

(1) 選定会議

① 構成員及び座長

ア 選定会議の構成員は、食品安全委員会委員（以下「委員」という。）のうち常勤の委員並びに食品安全委員会事務局次長（以下「事務局次長」という。）、評価課長、勧告広報課長及び情報・緊急時対応課長とする。

② 審議事項

選定会議は、総合調査を実施すべき課題の選定について審議を行う。

③ 省略

(2) 技術等審査会

① 構成員及び座長

ア 技術等審査会の構成員は、委員のうち常勤の委員並びに事務局次長、評価課長、勧告広報課長及び情報・緊急時対応課長とする。

イ～エ 省略

② 審議事項

技術等審査会は、総合調査に関する入札のうち、「調査、広報及び研究開発に関する入札に係る総合評価落札方式の実施について」（平成 19 年 3 月 30 日付け府会第 290 号内閣府大臣官房会計課長通知。以下「会計課長通知」という。）別紙「調査に関する入札に係る総合評価落札方式の標準マニュアル」7 の技術等の審査を行う。

③

省略

3 実施候補課題の提案

- (1) 食品安全委員会事務局(以下「事務局」という。)各課は、原則として、総合調査を開始しようとする前年度の2月末日までに、調査計画書(別記様式第1号)、技術等評価表及び所要の経費を試算した積算内訳(以下「調査計画書等」という。)を添えて、総合調査を実施すべき課題(以下「実施候補課題」という。)を情報・緊急時対応課に提出する。

なお、技術等評価表及び所要の経費を積算した積算内訳については、実施候補課題の内容に応じ、それぞれ別記様式第2号及び別記様式第3号の例により作成する。

- (2) 情報・緊急時対応課は、各課から提出された実施候補課題を取りまとめ、選定会議に提案する。

- (3)～(4) 省略

4 実施候補課題の決定等

- (1) 選定会議は、3により実施候補課題の提案を受けたときは、速やかに各課題に係る調査計画書等を審査し、実施候補課題を決定し、情報・緊急時対応課を通じて委員並びに食品安全委員会事務局長(以下「事務局長」という。)、事務局次長、総務課長、評価課長、勧告広報課長、情報・緊急時対応課長、リスクコミュニケーション官及び評価課評価調整官に報告する。
- (2) 事務局長は、(1)により実施候補課題の決定の報告を受けたときは、速やかに調査計画書等を精査の上、会計課長通知に基づき必要な手続を行う。

5 技術等の審査

- (1) 情報・緊急時対応課は、応札者(会計課長通知に基づく総合評価落札方式による入札に応じた者をいう。以下同じ。)から技術等提案書の提出を受けたときは、技術等提案書に仕様書及び技術等評価表(以下「技術等審査資料」という。)を添えて技術等審査会に提出する。
- (2) 技術等審査会は、(1)により技術等審査資料の提出を受けたときは、別紙「食品安全確保総合調査に係る技術等審査手順」(以下「技術等審査手順」という。)により応札者の技術等の審査を行う。
- (3) 事務局長は、情報・緊急時対応課から、(2)により行われた応札者の技術等の審査の結果の報告を受けたときは、技術等の審査結果を決定し、会計課長通知に基づき必要な手続を行う。

6 実施に当たっての留意事項 省略

第3 調査結果の公開

調査結果は、委員会が運営する食品安全総合情報システムに登載し、一般公開することを原則とする。

ただし、公開することにより個人の秘密や企業の知的財産等が開示され、特定の

者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合にあっては、非公開とすることができる。

第4 調査結果の活用

主管課は、調査結果の適切な活用に努めるとともに、必要に応じてその活用実績を選定会議に報告する。

第5～第6

省略

(参 考)

食品安全基本法（平成15年5月23日法律第48号）（抜粋）

最終改正平成21年6月5日法律第49

(所掌事務)

第23条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五 省略

六 第2号から前号までに掲げる事務を行うために必要な科学的調査及び研究を行うこと。

七 省略